

聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動の不正行為に対する通報等に関する
取扱要領

制定 平成20年4月 1日

改正 平成29年3月23日

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、「聖徳大学及び聖徳大学短期大学部における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」(以下「不正行為の防止に関する規程」という。)第11条に基づき、学内外からの聖徳大学及び聖徳大学短期大学部(以下「本学」という。)における研究活動に係る不正行為についての通報等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この取扱要領において、「不正行為」とは、「不正行為の防止に関する規程」第3条に定める行為をいう。

2 公的研究費とは、次の各号に掲げる資金をいう。

(1) 文部科学省、文部科学省が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金及び文部科学省が実施基準に準じて取り扱うことと定める補助金

(2) 他省庁、他省庁が所管する独立行政法人、地方公共団体または特殊法人から配分される公募型の研究資金または他省庁が実施基準に準じて取り扱うことと定める補助金

(通報)

第3条 研究者等に研究活動に係る不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も通報することができる。

2 通報は、文書、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談などの方法により、「不正行為の防止に関する規程」第10条に定める通報窓口へ行うものとする。

3 前二項の通報は、悪意に基づく通報を防止するため、実名によるものを原則とし、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。なお、通報者は、その後の手続き等における秘匿を希望することができるものとする。

4 報道機関や学科等に対し、又はインターネットなどの方法により、本学へ直接通報を行う以外の方法で本学研究者等の不正行為の疑いが指摘され、それを確認した場合、本学へ直接通報があった場合に準じた措置を行うものとする。

5 第二項及び第三項以外の方法によって本学研究者等の不正行為を確認した場合においては、本学へ直接通報があった場合に準じた措置を行うものとする。

6 書面による通報など、受付窓口が受け付けたか否かを通報者が知りえない方法によって通報がなされた場合は、通報者に、通報を受け付けたか否かについて通知するものとする。

する。ただし、通報が匿名でなされた場合は、この限りではない。

- 7 通報の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認められた場合は、相談者に対して通報の意思があるか否かを確認するものとする。
- 8 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという相談や通報を受けた場合は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認められたときは、相談・通報の対象者に警告を行うものとする。ただし、相談・通報の対象者が本学の所属でないときは、当該対象者の所属する研究機関の長にその内容を通知するものとする。
- 9 通報窓口は、通報を受けたとき又は報道等により本学研究者等の不正行為への疑いが指摘されたときは、速やかに当該事案を最高管理責任者（学長）へ報告する。
- 10 最高管理責任者（学長）は、前項の報告を受け、当該通報内容に関して調査、審査等が必要と判断し、当該通報を告発として受け付けた場合、第4条に規定する不正行為防止対策委員会の開催を指示する。また、学会等の科学コミュニティ、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘または、インターネット上での指摘（不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る）による場合も同様の取扱いとする。
（不正行為防止対策委員会）

第4条 本学に、研究活動の不正行為事案に対処し、及び研究上の不正行為の防止を図るため、不正行為防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

- 2 対策委員会は、次に掲げる事項を審査し、及びその処理（以下「審査等」という。）に当たる。
 - (1) 通報があった事案の調査、審査及び認定に関すること。
 - (2) 公正な研究を実施するための教育・啓発活動に関すること。
 - (3) その他公正な研究活動及び研究上の不正行為の防止を図るために必要な活動に関すること。
- 3 対策委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 副学長
 - (2) 学長補佐
 - (3) 各学部長
 - (4) 学園事務局長
 - (5) 大学事務局長
 - (6) その他学長が必要と認めた者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、委員の再任は妨げない。
- 5 対策委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。
- 6 委員長は、対策委員会を招集し、その議長となる。

7 委員長が必要と認めるときは、対策委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

8 その他対策委員会の運営に関し必要な事項は、対策委員会が別に定める。

(調査実施の決定)

第5条 対策委員会委員長は、前条第2項第1号に係る事案の審査等にあつては、予備調査を実施し、30日以内に調査が必要であるか判断する。

2 対策委員会委員長は、前項により、調査が必要であると判断し、調査の実施を決定した場合、当該事案に係る調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置することができる。この場合、調査委員会は、調査実施決定日から30日以内に、調査を開始するものとする。

3 対策委員会委員長は、第1項において調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに通報者に通知する。なお、予備調査に係る資料等は5年間保存し、その事案に係る通報者及び配分機関等の求めに応じ開示することとする。

(調査委員会)

第6条 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、当該事案の通報者及び被通報者と利害関係のある者は除くものとする。

(1) 当該事案に関連する研究を専門分野とし、かつ、当該事案について通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない本学の職員

(2) 公正かつ透明性の確保の観点から、本学に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）で、機関及び通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者

(3) その他対策委員会委員長が必要と認める者で、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者

2 前項の調査委員会の委員の選出にあつては、第三者の委員を半数以上含むものとする。

3 調査委員会に委員長を置き、調査委員会委員の中から互選する。

4 調査委員会委員の任期は、当該事案について対策委員会の審査が終了するまでの期間とする。

(調査実施の通知)

第7条 対策委員会委員長は、対象となる不正行為が、公的研究費に係るものである場合には、当該配分機関へ、公的研究費に係るもの以外のものである場合には、当該配分機関及び文部科学省へ、通報の受付から30日以内に調査の実施を報告するものとする。

2 対策委員会委員長は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について当該配分機関に報告、協議しなければならない。

3 対策委員会委員長は、通報者及び被通報者並びに被通報者が所属する部署等の長に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 調査実施の決定の事実

(2) 調査委員会委員の氏名・所属

(3) 異議申立ての受付期間

(調査委員会委員構成に関する異議申立て)

第8条 前条第3項の通知を受けた通報者及び被通報者は、調査委員会委員の構成について異議があるときは、対策委員会委員長に異議申立てをすることができる。

2 異議申立てに係る手続きについては、別に定める。

3 対策委員会委員長は、異議申立てがあった場合は、対策委員会において、その内容の妥当性を審査し、その結果により、当該異議申立てに係る委員を交代させることができる。

4 対策委員会委員長は、前項により委員を交代させたときは、通報者及び被通報者並びに被通報者が所属する部署等の長に通知するものとする。

(調査の実施)

第9条 調査委員会は、次に掲げる調査及び要請を行う。

(1) 被通報者及びその関係者（以下「調査対象者」という。）からの聴取り調査

(2) 関係資料等の閲覧調査

(3) 指定する実験の再現の要請

(4) その他調査することが合理的と判断される事項

2 調査委員会は、前項の調査及び要請を可能な限り事前に調査対象者に通知するものとする。

3 調査対象者は、調査委員会の調査及び要請に対し、誠実に協力しなければならない。

4 調査委員会は、関係資料等の調査にあたって、他の方法による適切な資料の入手が困難な場合又は関係資料等の証拠隠滅が行われるおそれがある場合には、調査対象者の研究室等において、調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は証拠となるような資料等を保全する措置をとることができる。

5 調査委員会委員長は、前項の措置を取る場合には、必要最小限の範囲及び期間に止め、事前に対策委員会委員長及び当該部署等の長に承認を得なければならない。

6 調査委員会は、第4項により一時閉鎖した場所の調査及び保全された資料等の調査を行う場合には、調査対象者が所属する部署等の長が指名する者2人を立ち合わせるものとする。

7 調査委員会は、必要に応じて、調査対象者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。

8 通報された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないとき調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

(研究情報等の保護)

第10条 調査委員会は、調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等

の研究情報又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう配慮しなければならない。

(調査委員会の判定)

第11条 調査委員会は、調査の開始から、原則として、公的研究費に係るものは60日以内に、公的研究費に係るもの以外のものは150日以内に調査結果をまとめ、不正行為の存在の有無について判定するものとする。なお、不正行為か否かの認定に当たっては、被通報者の自認を唯一の証拠とせず、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠をもって総合的に判断するものとする。

2 前項の判定において、不正行為が存在すると判定したときは、不正の内容、不正使用の相当額、不正行為に関与した者とその関与の度合い並びにその研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割等についても判定するものとする。

3 第1項の判定において、不正行為が存在しないと判定したときは、その告発が悪意に基づくものであるか否かについても判定するものとする。

4 前項の告発が悪意に基づくものであるとの判定をするためには、判定の前に通報者に対して弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、第1項から第3項までの判定を終了したときは、直ちに全ての調査結果に係る資料を添えて対策委員会に報告するものとする。

(対策委員会の審査及び報告又は通知)

第12条 対策委員会は、前条の報告に基づき、審査を行い、不正行為の存在の有無等について認定し、対策委員会委員長は、その結果を最高管理責任者(学長)に報告するものとする。

2 対策委員会委員長は、前項の結果を、次に掲げる者に速やかに通知するものとする。

(1)被通報者(本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該結果を通知するものとする。)

(2)被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者

(3)前2号の者が所属する部署等の長

(4)通報者(本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該結果を通知するものとする。)

(不服申立て)

第13条 不正行為と認定された被通報者又は告発が悪意に基づくものと認定された通報者は、調査結果の通知を受理した日から起算して30日以内に、対策委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできないものとする。

2 不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、対策委員会委員長は、不服申立てがあったこと、不服申立ての却下及び再調査開始の決定について、最高管理責任者(学長)及び統括管理責任者(副学長)へ報告するものとする。なお、対象となる不正行為が

、公的研究費に係るもの以外のものである場合には、その事案に係る当該配分機関及び文部科学省に報告するものとする。

- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行うものとする。ただし、対策委員会は、この不服申立ての内容が新たな専門性を要する判断を必要とする場合には、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができるものとする。
- 4 不正行為の認定に係る被通報者から不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、通報者に通知する。
- 5 不正行為の認定に係る被通報者からの不服申立てについて、調査委員会が再調査を開始した場合は、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに対策委員会に報告する。
- 6 不正行為の告発について、悪意に基づく告発と認定された通報者から不服申立てがあった場合、対策委員会委員長は、通報者が所属する機関及び被通報者に通知する。
- 7 不正行為の告発について、悪意に基づく告発と認定された通報者から不服申立てがあった場合、対策委員会委員長は、再調査開始の日から30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに対策委員会に報告するものとする。
- 8 調査委員会は、不服申立ての審査が終了したときは、直ちに全ての調査結果に関係資料を添えて対策委員会に報告するものとする。
- 9 前項を受けて、対策委員長は、不服申し立てに係る調査結果を最高管理責任者（学長）に報告するものとする。

（審査結果の通知）

第14条 最高管理責任者（学長）は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、次に掲げる通知を行うものとする。なお、本通知は、不服申立て期間終了後、もしくは不服申立てに伴う再調査終了後に行う。

- (1) 対象となる不正行為が、研究発表に係るものである場合、当該発表学会等の機関又は当該掲載学術誌等の発行機関への通知
- (2) 対象となる不正行為が、公的研究費に係るものである場合、通報等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- (3) 対象となる不正行為が、公的研究費に係るもの以外の不正行為である場合は、被通報者、被通報者が所属する機関、通報者、その事案に関わる配分機関等及び文部科学省に通知する。また、公的研究費に係るもの以外の不正行為の通報について、悪意に基づく告発と認定された通報者からの不服申立ての審査結果については、通報者、通報者が所属する機関、被通報者、及びその事案に関わる配分機関等及び文部科学省に

通知する。

- (4) 配分機関の求めがあった場合は、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(調査結果の公表及び措置)

第15条 最高管理責任者(学長)は、第12条の定めによる報告に基づき、不正行為があったと認めるときは、その調査結果(不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等)を速やかに公表し、当該不正行為の内容に応じて、学校法人東京聖徳学園就業規則等に基づき、当該不正行為に関わる者の懲戒処分、当該不正行為に関する研究に要した費用の返還の要求、当該不正行為に係る研究の打ち切り、研究成果等の取り下げ、刑事告発等の適切な措置を講ずるものとする。

2 最高管理責任者(学長)は、前条の定めによる報告に基づき、不正行為があったと認められなかったときは、その旨を調査に関係した全ての者に通知するとともに、必要に応じて被通報者への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

3 最高管理責任者(学長)は、不正行為がなかった場合でも、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表することとする。

(悪意による申立てへの対応)

第16条 第5条の定めにより設置した調査委員会による調査によって、当該告発が悪意(被告発者又は本学に不利益を与えることを目的とする意志をいう。)によるものと認められたときは、最高管理責任者(学長)は、学校法人東京聖徳学園就業規則等に基づき、当該通報者に対し、懲戒処分、刑事告発等を含む必要な措置を講ずることができる。また、当該調査結果(通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等)を公表する。

(申立者の保護)

第17条 本学は、通報を行ったことを理由として、最高管理責任者(学長)が第16条の定めに基づき講ずる措置を除き、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

2 本学は、告発を行ったことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないよう必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

3 最高管理責任者(学長)は、通報者に対して、不利益な取扱い、嫌がらせ等を行った本学の職員等に対し、必要な処分を課すことができる。

4 最高管理責任者(学長)は、当該不正行為事案の審査終了後、通報者に対する不利益な取扱い、嫌がらせ等の有無について、必要に応じて調査を行うものとする。

(関係者の保護等)

第18条 最高管理責任者（学長）は、調査関係者が不正行為の告発や情報提供等を理由とする不利益を受けないよう十分な配慮を行うものとする。

（守秘義務）

第19条 不正行為に係る調査等に携わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

（事務）

第20条 対策委員会及び調査委員会の事務は、関係部署の協力を得て、総務部総務課において処理する。

（雑則）

第21条 この取扱要領に定めるもののほか、研究活動についての通報の処理に関し必要な事項は、対策委員会が別に定める。

（取扱要領の改廃）

第22条 この取扱要領の改廃は、学長が行う。

附則

この取扱要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この取扱要領は、平成21年8月1日から施行する。

附則

この取扱要領は、平成27年3月25日から施行する。

附則

この取扱要領は、平成29年3月23日から施行する。